

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日は、  
翌日)

## 目 次

◇ 規 則 交通遺児手当助成条例施行規則

岩井長者寮管理規則の一部を改正する規則

鳥取県水産製品検査条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県木炭検査規則を廃止する規則

◇ 訓 令 鳥取県木炭検査施行手続を廃止する訓令

◇ 告 示 昭和二十五年七月鳥取県告示第三百三十三号等の廃止

## 規 則

交通遺児手当助成条例施行規則をここに公布する。

昭和四十七年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県規則第十五号

交通遺児手当助成条例施行規則

(目的)

第一条 この規則は、交通遺児手当助成条例（昭和四十七年三月鳥取県条

例第五号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(養育者)

第二条 条例第二条の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

一 父

二 母（父が死亡し、若しくは廃疾の状態にあるとき、又はこれらと同様の状態にあるときに限る。）

三 児童を監護し、かつ、その生計を維持する者で、前二号に掲げる者以外のもの（父及び母が死亡し、若しくは廃疾の状態にあるとき、又はこれらと同様の状態にあるときに限る。）

(補助金の額)

第三条 条例第三条の規定による補助金（以下「補助金」という。）の額は、次に掲げる交通遺児以外の交通遺児一人につき一月二十千円で計算した額の二分の一に相当する額とする。

一 父がその生計を維持するに至つた者

二 母が婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をした者で、その配偶者と生計を同じくするもの

三 父から認知された者で、その父と生計を同じくするもの

四 養子となつた者

(補助金の交付の申請)

第四条 補助金の交付の申請をしようとする市町村長は、交通遺児手当補助金交付申請書（様式第一号）に次に掲げる書類を添附して知事に提出しなければならない。

一 交通遺児手当補助所要額調査(様式第二号)

二 当該交通遺児手当支給事業に係る歳入歳出予算を証する書面

(補助金の交付の方法)

第五条 知事は、毎年三月、七月及び十一月の三期に、概算払の方法により補助金を交付するものとする。

(補助金の交付の請求)

第六条 補助金の交付の請求をしようとする市町村長は、交通遺児手当補助金概算(精算)交付請求書(様式第三号)に次に掲げる書類を添附して知事に提出しなければならない。

一 交付決定通知書の写し

二 交通遺児手当補助金受入額調査(様式第四号)

(実績報告)

第七条 補助金の交付を受けた市町村長は、会計年度が終了したときは、直ちに交通遺児手当支給事業実績報告書(様式第五号)を作成し、四月二十日まで当該交通遺児手当支給事業に係る歳入歳出決算の見込書を添附して知事に提出しなければならない。

(鳥取県補助金等交付規則との関係)

第八条 補助金の交付については、この規則に定めるもののほか、鳥取県補助金等交付規則(昭和三十二年四月鳥取県規則第二十二号。第十三条、第十四条及び第十五条第一項の規定を除く。)の定めるところによる。

附 則

この規則は、昭和四十七年四月一日から施行する。

様式第一号

番 号

交通遺児手当補助金交付申請書

職 氏 名 殿

年度において、交通遺児手当補助金の交付を下記のとおり

受けたいので、交通遺児手当助成条例施行規則第4条の規定により、関

係書類を添えて申請します。

年 月 日

市町村長 氏 名 印

記

交付申請額 円

添附書類

1 交通遺児手当補助所要額調査

2 交通遺児手当支給事業に係る歳入歳出予算を証する書面

様式第2号

## 交通遺児手当補助所要額調書

年度

市町村名

## 1 交通遺児手当補助所要額

交通遺児手当補助基本額 (2,000円 ×支給対象交通遺児延人員) (イ)	補助所要額 ( $1 \times \frac{1}{2}$ ) (ロ)	備	考
円	円		

## 2 支給対象交通遺児数

内	訳	備	考
乳 幼 児	人		
小 学 生	人		
中 学 生	人		
計	人		

様式第3号

交通遺児手当補助金概算(精算) 交付請求書

職 氏 名 殿

年 月 日 付受届第 号をもって交付決定通知

のあつた交通遺児手当補助金を下記のとおり請求します。

年 月 日

市町村長 氏 名 印

記

交付請求額 円

添附書類

- 1 交付決定通知書の写し
- 2 交通遺児手当補助金受入額調書

様式第4号

交通遺児手当補助金受入額調書 ( 月分まで)

市町村名

交付決定額累計 (ア) 円	前回までの受入額 (イ) 円	今回請求額 (ア-イ) (ウ) 円	残高 (エ) 円	備考

様式第5号

番 号

交通遺児手当支給事業実績報告書

職 氏 名 殿

交通遺児手当助成条例施行規則第7条の規定に基づき、 年度における事業実績を次のとおり報告します。

年 月 日

市町村長 氏 名 印

記

交通遺児手当支給人員区分	交通遺児人数		交通遺児手当支出額(ア)	交通遺児手当補助基 本額(イ)	補助所要額 (1 × $\frac{1}{2}$ ) (ウ)	補助金受入済額 (エ)	差引過不足額 (ウ-エ) (オ)	備 考
	実人員	延人員						
乳幼児	実人員	人	円	円	円			
	延人員	人						
小学生	実人員	人	円	円	円			
	延人員	人						
中学生	実人員	人	円	円	円			
	延人員	人						
計	実人員	人	円	円	円	円	円	
	延人員	人						

添付書類

交通遺児手当支給事業に係る歳入歳出決算の見込書



鳥取県規則第十八号

鳥取県木炭検査規則を廃止する規則

鳥取県木炭検査規則（昭和二十五年六月鳥取県規則第三十八号）は、廃止する。

附 則

この規則は、昭和四十七年四月一日から施行する。

訓 令

鳥取県訓令第一号

鳥取県木炭検査施行手続を廃止する訓令を次のように定める。

昭和四十七年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県木炭検査施行手続を廃止する訓令

鳥取県木炭検査施行手続（昭和三十一年十月鳥取県訓令第二十一号）

は、廃止する。

附 則

この訓令は、昭和四十七年四月一日から施行する。

告 示

鳥取県告示第二百三十九号

次に掲げる告示は、昭和四十七年三月三十一日限り廃止する。

昭和四十七年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 昭和二十五年七月鳥取県告示第三百三十三号（木炭検査員の身分を示す証明書の様式について）

二 昭和二十七年一月鳥取県告示第五百四十一号（木炭移出証票の様式及び表示の方法について）

三 昭和四十六年七月鳥取県告示第六百十三号（鳥取県木炭検査条例に基づく木炭規格規程及び規格証票について）